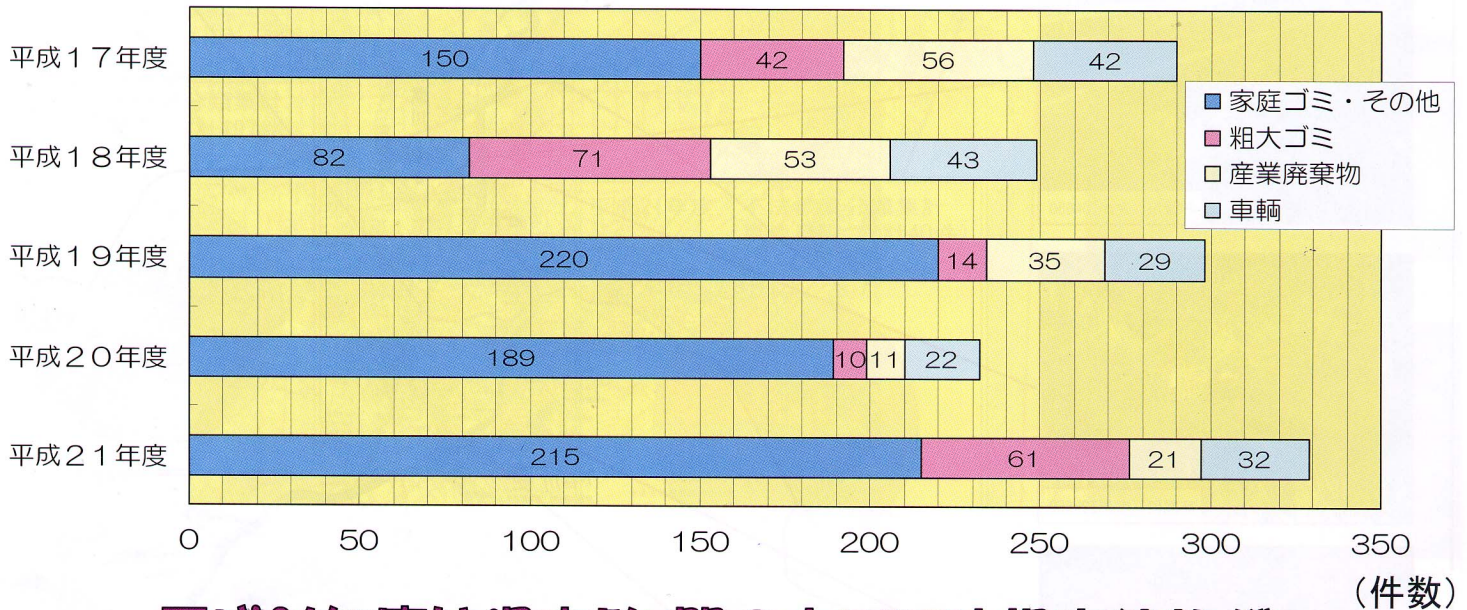


肝属川情報紙第 48 号  
平成 22 年 12 月発行

国土交通省大隅河川国道事務所  
TEL.0994-65-2541  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/>

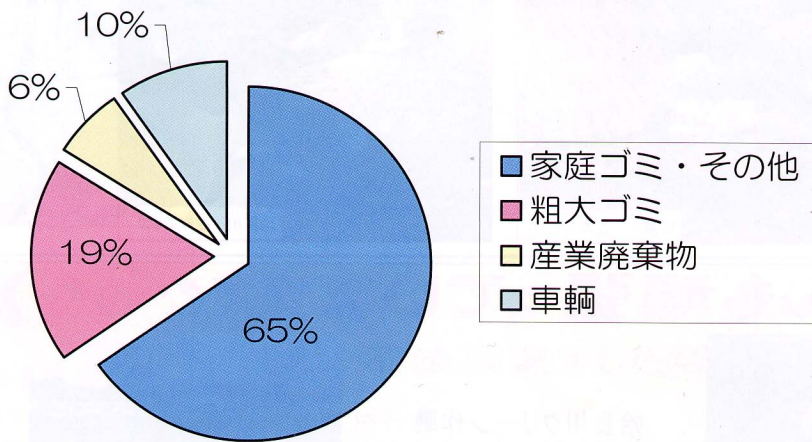
# みなさん、知っていますか？ 肝属川のゴミ問題を...

## ★過去5年間の肝属川水系内の不法投棄件数★



**平成21年度は過去5年間の中で不法投棄件数が最も多くなるという非常に残念な結果となりました。**

## ★平成21年度 不法投棄内訳★



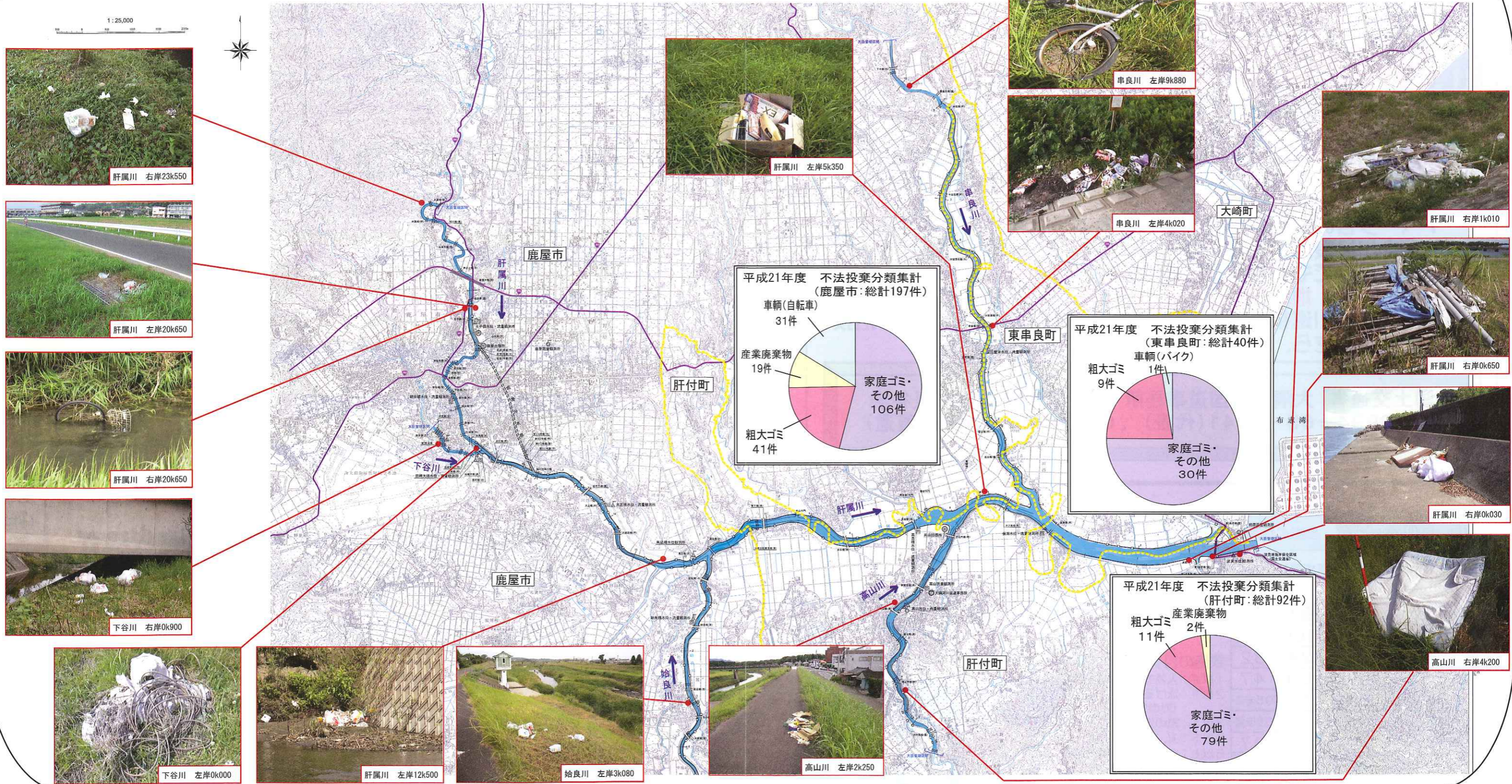
※内訳の内容について

- ・粗大ゴミ→  
テレビ・冷蔵庫・家具等
- ・産業廃棄物→  
建材・農業用ビニール等
- ・車両・バイク等→  
自動車・バイク・自転車  
(自転車が多数)

**家庭ゴミが全体の半数以上を占めているこの現状について、どう思いますか？**

**肝属川はゴミ捨て場ではありませんよネ！！**

# 平成21年度 肝属川における不法投棄箇所



## 地域のみなさんも頑張っています(^o^)

『ゴミの無いきれいな川にして行こう』と、肝属川流域内で活動されている団体の方々が中心となって、ボランティアで地域のみなさんと一緒に河川美化活動に取り組んでいます。



肝属川クリーン作戦  
(肝属川クリーン作戦実行委員会)

始良川クリーン作戦  
(主催: 始良川河川愛護会)



串良川クリーン作戦  
(主催: 東串良町商工会 鹿屋市串良町商工会)

高山川河川清掃  
(主催: 肝属川水系水質汚濁防止連絡協議会)



**不法投棄は犯罪です**  
もし、不法投棄をした場合は、下記の法律で処罰されます！

- 河川法(施行令)
  - ・河川区域内の土地に土砂、ふん尿、鳥獣の死体その他汚物もしくは廃棄物を捨てること。
  - 【罰則】 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法、廃掃法】
  - ・何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない
  - 【罰則】 5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金、またはこの両方に処する。



# 【警告】川にゴミを捨てないで!!

## 肝属川は自分だけの川ではありません。みんなの川です

前ページで紹介したように肝属川流域内で活動されている団体の方々が中心となって、ボランティアで地域のみなさんと一緒に河川美化活動に取り組んでいる一方で、一部のモラルに欠けた人達によって、川にゴミを捨てられるという状況が未だに後を絶ちません。

1ページ目のグラフを見ても分かるように特に『家庭から出たゴミ』を川に投げ捨てる人が一番多いなど、常識では考えられない行為が現在でも行われているのです。**肝属川は自分だけの川ではありません。地域のみなさんの川です。**大隅河川国道事務所でも定期的に河川巡視を行っていますが、地域のみなさんも不法投棄者を発見したら、下記の河川管理者までご連絡下さい。

国土交通省 大隅河川国道事務所 河川管理課 黒木、長谷場  
TEL:0994-65-2541(代表)、0994-65-2996(直通)

### 肝属川の水質 お近くの川の水質具合です

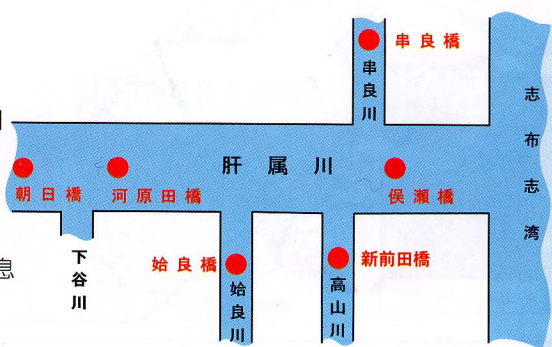
BOD（生物化学的酸素要求量）：微生物が汚れを分解するときに必要な酸素量。汚れているほど、値が大きい。

### 水質状況（BOD値）

市・町	調査地点	10月	11月
鹿屋市朝日町	朝日橋	2.4	3.2
鹿屋市川東町	河原田橋	2.1	4.7
鹿屋市吾平町	始良橋	0.8	0.5未満
肝付町	新前田橋	0.8	0.5未満
鹿屋市串良町・東串良町	串良橋	1.4	0.7
全箇所合流後	俣瀬橋	1.8	2.1

#### 数値の目安

- 1以下：人為的汚染のない川
- 2以下：泳げる。サガニ、イワの生息
- 3以下：アリの生息
- 5以下：カ、ワの生息
- 5以上：クミズ、ワケビルの生息



### あとがき

あつという間に秋も終わり、ふと、こよみを見るともう12月。今年もあと1ヶ月を切りましたね。今年1年はみなさんにとってどんな年だったのでしょうか？。それでは、また来年、「川の声第49号」でお会いしましょう。

\*肝属川に関する意見、質問、何でも…  
〒893-1207 肝属郡肝付町新富1013-1  
大隅河川国道事務所 調査第一課（東、原田）  
tel:0994-65-2541  
fax:0994-65-9630  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/>  
e-mail: osumi@qsr.mlit.go.jp